

事務事業名	人権啓発推進事業		担当	総合政策部 市民協働推進室 市民協働推進室	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～	施策名	2	共に支えあう地域福祉の推進
成果指標	名称		単位	6 年度実績	
	人権啓発周知回数		回	10	
	人権特設相談実施回数		回	15	
事業概要	平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。また、平成14年3月には同和関係の特別措置法の期限が切れたことに伴い、同和対策が特別対策から一般対策へ移行した。こうした流れを受け、すべての市民の人権が尊重され、人権の共存が図られる社会づくりが求められている。人権擁護委員による、人権を尊重するための啓発事業および人権相談事業の開設を支援している。人権擁護委員：11名				
6 年度 実績・成果・課題	・人権相談（14回）、社会福祉施設での特設人権相談（1回） ・人権の花運動 小学校3校（山前小、大内東小、物部小） ・人権教室 小学校3校（山前小、大内東小、物部小）、中学校1校（物部中） ・人権絵画コンテスト（小学生）、人権作文コンテスト（中学生）の実施 ・ポスター掲示や広報等による啓発活動（2回） ・人権週間期間中の小学生のポスター作品展示 ・インスタグラムを活用した啓発活動の配信（8回） ・人権に関する問題が多様化しているため、人権への理解が深められるよう啓発活動を継続していく。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 人権擁護委員と連携した啓発活動の他、SNS等も活用した様々な人権啓発活動を実施し、人権への正しい理解を引き続き呼び掛けていく。				